

## 令和2年度愛知県動物愛護推進協議会第2回会議議事録

1 日 時：令和3年3月10日（水） 午前10時から正午まで

2 場 所：愛知県自治センター 12階 E会議室

3 出席者：

（委員） 矢部委員（会長）、吉永委員（副会長）、大羽委員、小川委員、鈴木委員、  
田中委員、丹委員、水谷委員、脇田委員

（事務局）生活衛生課 高柳課長、池川課長補佐、黒坂主査、加藤技師  
動物愛護センター 山中業務課長

他、傍聴者1名

### 4 概要

#### (1) あいさつ

##### 【生活衛生課 高柳課長】

委員の皆様方にはお忙しい中、令和2年度愛知県動物愛護推進協議会第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に御理解・御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

昨年9月に開催した、第1回目の推進協議会において、これまでの取組を振り返るとともに、愛知県動物愛護管理推進計画の改正方針について、皆様に御協議いただいたところ です。

この結果を踏まえ、計画の改正案を取りまとめ、昨年12月10日から本年1月13日までの間、県民の方々への意見募集を行いましたところ、県内の21名の方から36件の御意見を頂戴いたしました。

本日の会議では意見募集結果について御説明させていただき、御意見に対する考え方や改正案への反映等について、御検討いただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、その豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から、活発な御意見をいただければ幸いです。

さて、本協議会は本年6月で発足から丸10年の節目を迎えます。

矢部委員及び脇田委員におかれましては、協議会発足当時から委員に御就任いただいておりますが、本協議会の開催要綱では、委員の方の任期は通算10年間を超えて再任しないこととしておりますので、本年6月で任期満了となります。

両委員には、この場をお借りしまして、長きにわたり委員を務めていただき、本県の動物愛護行政に多大なる御支援をいただいたことに、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。なお、両委員には、後ほどごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

本県といたしましては、引き続き、動物愛護施策の推進に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、今後とも一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### (2) 議題

ア 愛知県動物愛護管理推進計画の改正案に関する意見募集の実施結果について

事務局 黒坂主査 意見の内容とそれに対する県の考え方について説明。

【大羽委員】

改正案への意見数21名36件というのは多い数字なのか。

【事務局】

県のおこなうパブリックコメントの件数としては比較的多い方である。前回の推進計画改正の際は400件近い意見をいただいているが、この背景としては、前回は、動愛法改正の中で推進計画に盛り込む事項自体が追加されたことを受け、各自治体一斉に改正しなければいけないということがあり、動物愛護団体をはじめとした世間の関心も非常に高かったという状況であった。今回の改正では、動愛法に基づく計画に盛り込む事項に変更はなく、各都道府県の推進計画の改正状況は自治体毎に異なるという状況である。

【大羽委員】

気になるのは30代以下の意見がない、というところ。広報も一生懸命やってもらっているとと思うが、30代以下の人たちの意見も聞けるようにしていただきたいと思う。

【矢部会長】

パブリックコメントという手段は、一見社会に広まってそうで、以外と知らない人は多い。

【大羽委員】

一部の意見だけを取り上げるのはよくないと思うので、色々な人の意見を聞きたい。

【事務局】

SNS等の活用がされていないのは実情としてある。そういった点が今後課題になってくると考えている。

【矢部会長】

県ぐるみでもっと広く意見募集できるシステムを進歩させていただければと思う。

【山本委員】

多頭飼育崩壊の問題について、行政の取組、連携はどのようにされていくつもりか。

【事務局】

今回、環境省の基本指針が改定され、多頭飼育問題については福祉部局との連携も視野に入れて進めていくように、という考えが示されたところ。愛知県では先駆けて地域の民生委員の方々に御協力いただいている。愛知県においては、多頭飼育崩壊は特に高齢者の方で問題となる事が多く、民生委員の会議にセンター職員が出席し、事前にそういう問題に発展しないように御協力をお願いしているところ。

【山本委員】

予防や防止策は分かったが、実際にあそこの家がおかしい、というような時はどのような手を打たれるのか。

【事務局】

そちらについては動物愛護センターも現在手探りで、事例毎に検討して対応している。環境省の方から近々、ガイドラインが出される予定であり、それを参考にしながら県の取組について検討していく方針。

【山本委員】

ネグレクトによる崩壊は精神的な問題によるものもあり、その点も行政が対応していかなければ解決は難しいと思う。

【矢部会長】

そういった点では福祉部局との連携はいい方向性だと思う。

イ 愛知県動物愛護管理推進計画の改正案について

事務局 黒坂主査 改正箇所について説明。

【矢部会長】

今回の改正案では地域猫問題がクローズアップされているが、僕が生態学者の立場として望むのは、広い視野を持って指導できる体制にしていきたいということ。

環境部局では外来生物問題や地域の希少生物を守ろうとしている部署もある。トータルな視野に立って、真の意味での守るべき生物を守るための方法をとっていく必要がある。

【吉永副会長】

小笠原諸島では、猫を捕獲し避妊去勢をおこない東京都獣医師会が受け入れ先を探し、猫を減らしていくという取り組みを行っているが、愛知県ではそういった場所はないか。

【矢部会長】

小笠原では地元の生き物が良く調べられているが、愛知県ではそのような生態調査が進んでおらず、被害の実態がわかっていないというところがある。

【小川委員】

岡崎市では、負傷した野生動物の通報があれば現地へ向かい治療をおこなうが、鳥獣保護法では野生動物については生態系の維持のためできるだけ人間が関与しないということもあり、どこまで治療をおこなうのが適切かということでセンターの環境部門と保健所部門のセクションで協議している。

【矢部会長】

自然の中で天敵に襲われて怪我をしたのと、交通事故のように人間が原因で怪我をしたのを治療をするのでは違ってくる。

【小川委員】

疥癬の野生タヌキの治療を市民からお願いされ、「これは自然によるものだから」と説明してもなかなか御理解いただけなかったりする。

【吉永副会長】

獣医師会でも県から委託された野生傷病鳥獣保護指導獣医師のいる動物病院に持ち込まれた野生動物について、動物愛護の精神で治療を行うが、問題はその後。治療後、野に放しても野に放しても自然に帰ることができない、かといって飼養することもできない、といったことはよくある。野生動物と動物愛護の関係は非常に難しいと思う。

**【矢部会長】**

岐阜大学では、怪我をした野生動物を治療するというプロジェクトを行っているが、最近ライチョウがキツネに襲われるという事例が多発している。これは、ハイキングに行った人間がゴミを捨てることでライチョウの生息区域にキツネが入り込むようになったのが原因といわれており、間接的であるが人為的にライチョウを傷つけてしまっているということになる。自然保護の部局と今後どうしていくかという事をトータルで議論していかなければと思う。

**【事務局】**

今後の予定について、本日の協議内容を踏まえて必要に応じて修正をおこない、県において最終決定をおこなった上で、3月25日（木）付けで改正を予定。

改正の際には公表を予定しているが、パブリックコメントとそれに対する県の考え方についても公表予定なので御承知ください。

**3 その他**

矢部会長、脇田委員より、任期満了による退任にあたり、ごあいさつがあった。

**【矢部会長】**

予定されていた議題等が全て終了しましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。委員の皆さまにおかれましては、円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。